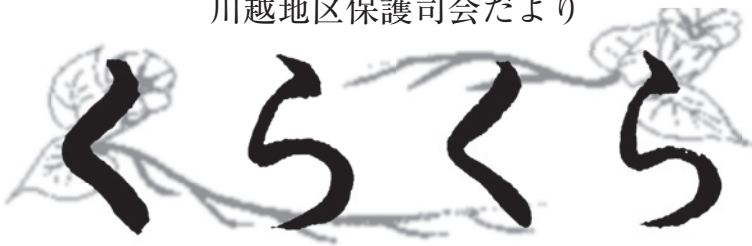


生

人はみな  
生かされて  
生きてゆく

川越地区保護司会だより



第5号

平成28年7月1日

編集・発行  
川越地区保護司会

事務局  
川越市役所  
福祉推進課内



川越地区保護司会

### わが市の社明運動について

富士見市長 星野信吾

おります。

の皆様方におかれましては、日頃から、社会復帰のための支援や犯罪・非行の予防など、様々な取り組みをされ、明るい社会、づくりにご尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

富士見市では、罪を犯した方の生活改善及び更生を援助するとともに、犯罪や非行防止のため、川越地区保護司会富士見支部の保護司の皆様をはじめ、地域の関係者、小中学校、警察署などと連携を図り、地域ぐるみで「社会を明るくする運動」を実施して



川越地区保護司会

### 地域で安全・安心なまちづくり

川越市長 川合善明

の皆様方におかれましては、日頃から地域の犯罪や非行防止活動に対し、献身的に取り組まれておりますことに、心から敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

さて、我が国の振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害額につきましては、依然として高い水準にあると伺っており、本市の状況といたしましても、昨年は2億円を超える被害額であります。また、その振り込め詐欺に加担する青少年も見受けられ、

犯罪の低年齢化も問題視されております。このような現状を打開するためには、住民相互の見守り意識、青少年の規範意識の醸成など、地域のネットワークを強化していくことが必要であると考えております。そのためには、行政だけではなく、保護司会の皆様方をはじめとする関係団体や地域の方々による協力なくしては成しえないものと考えており、今後とも皆様方には、安全・安心なまちづくりに、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



横浜刑務所横須賀刑務支所参観研修(平成27年10月29日)

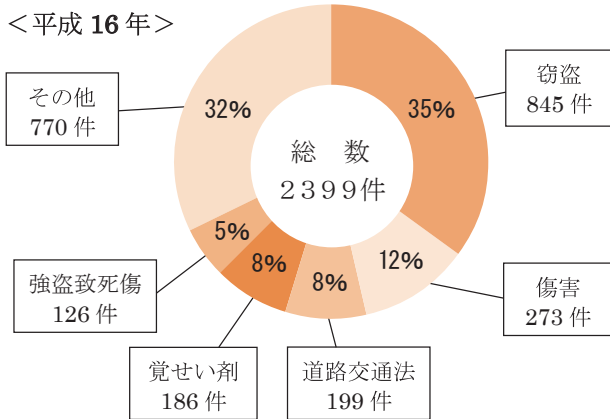
結びにあたりまして、会員の皆様方の御健勝を心から祈念申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

結びにあたり、川越地区保護司会の益々の発展と、会員の皆様のご健勝とご活躍を心から祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

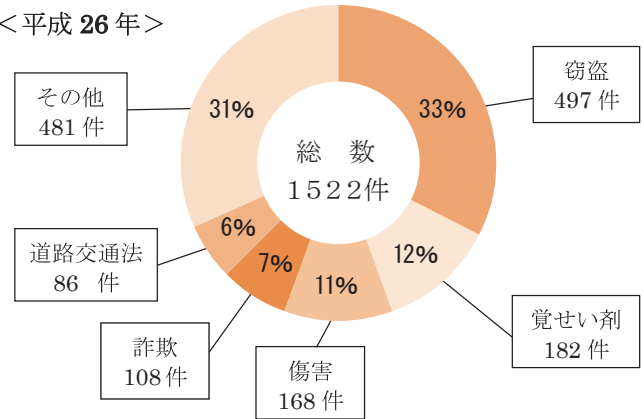
## 数字で見る埼玉県内の犯罪及び保護観察等の状況

1. さいたま保護観察所内の非行名・罪名新受件数(『さいたまの更生保護』平成17年版・平成27年版より)  
 16年に比べ、総数は減少傾向。罪名では「覚せい剤」と青少年を巻き込んだ巧妙で悪質な「詐欺」が増加している。

<平成16年>



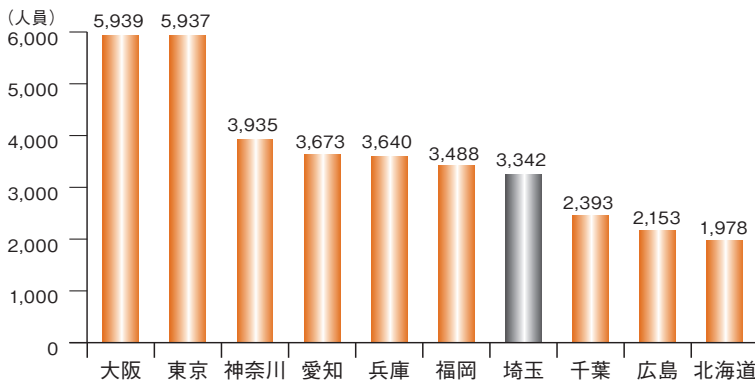
<平成26年>



2. 埼玉県の少年非行情勢について(『平成27年版少年非行白書』より)

検挙・補導人員は、埼玉県3,342人で昨年に比して4位から7位へと減少しました。内訳を見ると男女比率は、男子2,934人(87.8%)で・女子408人(12.2%)。罪種別では全て減少傾向ですが、1位は窃盗犯(1,781人:53.3%)となっています。

都道府県別検挙・補導人員(平成26年)



年度別・居住地別検挙状況  
(刑法犯少年の人口比)

	22年	23年	24年	25年	26年
川越市	11.1	12.2	10.9	8.3	6.8
坂戸市	14.8	14.3	11.2	7.1	9.4
鶴ヶ島市	12.7	14.5	12.2	9.2	8.0
富士見市	13.1	11.4	12.0	11.8	9.8
ふじみ野市	8.8	14.8	13.2	10.6	6.4
全国	11.8	10.7	9.1	7.8	6.8

\*人口比とは14歳から19歳の人口千人当たりの検挙人員をいう。

3. 地域別保護観察等の取り扱い状況(平成27年12月)

地域	項目	人口(千人)	保護司数(人)	保護観察(件)	生活環境調整(件)	合計	
						件数	一人当たり担当件数
川越		351	53	79	76	155	2.9
坂戸		102	19	21	18	39	2.1
鶴ヶ島		70	14	25	18	43	3.1
富士見		109	19	36	28	64	3.4
ふじみ野		112	20	31	23	54	2.7
川越地区		744	125	192	163	355	2.8
埼玉県		7,259	1,560	1,685	2,435	4,120	2.6

\*保護観察とは、罪を犯した人を一般社会で生活させながら、保護司が1か月に2回以上接触をし、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けることです。

\*生活環境調整とは、刑務所や少年院に収容されている人が、釈放後に社会復帰が円滑に果たせるように、帰住先の調査や家族・引受人、就職先などと話し合い、受け入れ態勢を整えてやることです。

# 生 日陰の花からひまわりへ

## ～更生保護を支える保護司活動～

### 善意・無償の保護司活動

保護司の活動は、犯罪や非行を犯した人たちと「誠意・慈愛」の心をもって接し、信頼関係のもと、彼らが社会の一員として自立・復帰し、再び犯罪や非行に走ることをしないよう支援することにあります。

この活動は明治期の民間篤志家による更生・授産活動がその始まりと言われ、以来、保護司を始めとする民間協力者の献身的な尽力により支えられ発展し、今日、社会内処遇のあり方として「世界に冠たる更生保護制度」と評されるに至っております。

そして、これらの活動は保護司一人ひとりの善意に基づく無償の奉仕によってなされてきました。

### 見直される保護司活動

従来、保護司は、その秘匿性が重んじられ、これら献身的な活動にも関わらず、事柄の「なじみ」が薄く、その重要性・困難性に比べ、人々の理解は必ずしも十分ではなく、社会的評価も決して高いものではありませんでした。

しかしながら、今日、改善更生による犯罪予防の重要性が改めて認識され、また、地域活動への積極的参加、更には「刑の一部の執行猶予制度」における保護観察の更なる活用などにより、保護司の活動は次第に理解され、期待されるようになりました。

### 保護司活動の更なる展開

近年、地域活動等を通じ犯罪予防の啓発に努め、「明るい社会づくり」に取り組むことも保護司として重要な活動となっております。

そして今後とも、市町村や各関係団体等の協力・連携のもと、「更生保護」を社会全体で支える活動とするため、改めて、保護司を中心としたネットワークの構築が期待されております。

### 保護司活動への支援

一方、複雑・多様な現代社会にあって、自立・復帰のための支援や犯罪防止等のための地域活動など、求められる負担は依然として軽いものではありません。

本来、更生保護は、まず、国が責任をもって実施すべき司法業務の一環でもあります。制度の維持を保護司の善意と熱意に委ねるだけでなく、保護司活動に対する物心両面に及ぶ更なる支援体制の充実が望まれます。

(原島 正克)

### 保護司体験談 ～Aさんのこと～

保護司 H

2年程前のこと、4年という長い保護観察期間を共に送ったAさん、30代男性である。知的制約とある書類の文字に困惑したが、会って見ると一見普通の青年、歳の割りに少し幼さを感じる程度。しかし、小・中と普通学級で療育手帳も手にしていないが、他人の土地に入り物を持ち去るという行為は普通とは異なる。中学卒業後、幾つか簡単な職には就いたものの短期間でクビ、仕事をしなくなって久しい。3人兄弟の2番目だが同居の弟は引きこもりで気性も強く親も口を挟めない。兄でいながら日中は家に入れて貰えず近くの公園で過ごし、夜になって弟が寝た頃やっと廊下で寝ると話す。食事は母親がそっと渡すお金でどうにか腹を満たす。公園や駅のベンチで声を掛けてくれる優しい人(?)に誘われ、前記のような罪を犯してしまう。良い出会いと仕事への繋がりを、と市の福祉担当者に相談、場合によっては手帳の取得に向け担当職員と話を重ねる。申請に向け必要な母子手帳や学校での成績証明書等について母親に聞くが、失くしたとかで要領を得ない。無理強いはいきないが将来息子さんにとって必要であると根気良く説得を続け、やっと市の担当課との話が始まった矢先、母親が急死。その後担当課職員のお陰で申請の目処もつき、やっと療育手帳を対象者が手にした所で保護観察期間満了となった。必ず仕事に就くよう励まし福祉との繋がりにほっとしたもの、日中良く出会う。気まずそうに会釈するAさんに、保護司としての限界と対象者本人や家族との意思疎通の難しさを痛感した。



## 目的は処罰ではなく「保護更生」

### 「少年法」の意義と役割を考える

人は罪を犯すと「法律」によって処罰されます。「罪の種類」と「罰の程度」は法律に定められています。何人(なんびと)も法律に「定めのない」罪に問われることも罰を負うこともありません。これを「罪刑法定主義」といい民主国家の根幹を成しています。

罪刑法定主義の中心にあるのが「刑法」です。その他に道路交通法や労働基準法のように社会活動に応じて「罪と罰」を適用させる社会法もたくさんあります。これらをひっくるめて「刑事法」と呼びます。刑事法は国籍人種を問わず日本国に居住・滞在する全ての人に適用されます。

しかし「発達過程」の子どもたちは「処罰の対象」になじまないとして、(刑法で)「14歳未満」を「刑事処分の対象外」するとともに「20歳未満」を対象に特別な「保護措置」をとることになりました。「少年法」(昭和23年7月15日交付)です。

大人が「罪」を犯すと、警察署(逮捕、送検)⇒検察庁(起訴)⇒地方(簡易)裁判所(命令、判決)⇒罰金、刑務所(拘置所)・・・事件は概ねこんな流れで進んで行きますが、20歳未満の場合は、警察署⇒(検察庁)⇒家庭裁判所(審判)⇒(少年鑑別所)⇒少年院・・・と流れていきます(14歳未満は「児童相談所」で児童福祉的立場の判断がなされます)。そして、少年事件は罪を裁く「地方裁判所」ではなく親族間の諸問題を

調整する「家庭裁判所」が担うこととしました(重罪の場合は、家庭裁判所から検察庁に戻され大人と同じ流れで刑罰が決まって行くことがあります。これを「逆送」といいます)。

更に、少年法は「大人と同じ処分」を受ける場合であっても刑罰のランクを引き下げています。例えば、大人ならば「死刑」であるはずの刑が「無期」に、「無期」であるはずの刑は「20年以下の有期刑」に減刑されます。少年の「保護更生」という社会的使命を担った少年法ならではの措置です(少年も満18歳になると「死刑」の対象になります。「光市母子殺人事件」は知られるところ)。

いま少年法は「成人年齢」の引き下げという大きな課題と向き合っています。すでに選挙年齢は民法に先行して「18歳成人」を実現していますが、これが実現すると少年の定義が「20歳未満」から「18歳未満」に引き下げられこととなります。刑事裁判や少年審判の手続き、刑務所や少年院などの矯正施設、その他司法手続きそのものに手を入れる必要も生じるかもしれません。

いずれにしろ少年法は、子どもたちの健全育成を後押しし社会の安定と明るい未来を創るためになくならない法律です。保護司の一人としてその意義と役割を改めて噛みしめたいと思います。(野村 茂)



## 社会を明るくする運動(社明運動)

第65回「社会を明るくする運動」作文コンテスト入賞者

小学生の部

川越市立山田小学校5年 <sup>ふるい</sup>古 <sup>ひまり</sup>井 向日葵

題名「世界と争いと幸せ」

### 休けい室



#### 畏れる心

富士見市水子の大応寺本堂には、等身大の地獄絵が掛けられており、その前で住職の話  
を聞く機会を得た。

「当世の親には少子化も手伝って、知らなくともよい依頼心や甘えばかりを教え込み、肝心かなめの、畏れる心」を植えつけようという向きの多い。天(神仏)を畏れる心は人として生きる原点であり、罪の意識を確認することが世に交わる基本である。」と諭された。

そう言えば私の子どもの頃は、薄暗いお寺の隅などで極彩色の地獄絵を見せられて、震えあがったものである。

恐ろしい形相をした閻魔大王の前に引き据えられた死者が、生前悪事を犯したと知れるや、たちまち針の山へ追われ、血の池へ投げ込まれる。地獄絵を見、閻魔大王を知った子どもはそこでひとつの覚醒をする。

悪事を働けば閻魔送りになるから善良な人間になる、などと短絡はせぬが、神を想い原罪を学ぶ機会が、今の日本にはあまりに少ない。

世の若親たちは、子育て支援への手厚い援助の要求はしても、我が子の家庭での躾をおろそかにしていないか。

私たちが次の世代に伝えるべき大事なものは何か。それは、畏れる心<sup>を</sup>を育むことではないだろうか。

(関 健二)

支部だより

埼玉県マスコット「コバトン」



# わがまちの 自慢・特色

## 川越支部 「伝統受け継ぐ 川越まつり」

川越市は、大正 11 年県内最初に市制を施行し、平成 15 年中核市となりました。今回、国指定重要無形民俗文化財で、慶安元(1648)年以降変遷を重ね、受け継がれてきました川越まつりについて記します。絢爛豪華な山車が練り歩き、居隣子、宵山、曳っかわせと二日間 92 万 9 千人、まつりを含めた観光客数は年間で 650 万人以上も訪れます。私たちは住んで良かった住みたい街にと、今後更なる発展を願っております。

(矢島 源吉)

## 鶴ヶ島支部 「わがまち自慢」

鶴ヶ島の自慢は図書館です。市の面積は小さいですが、中央図書館のほかに各中学校区の市民センター内に 6 つの図書館分室があり、地元市民から愛されています。これらの中央図書館や分室は、もともと地域のお母さん方の子供達への文庫活動から出発、現在でも多数の方が図書館ボランティアとして活動しています。また、毎年秋には市民と職員が協力して図書館まつりを開催しています。市内各小学校には専任の司書が常駐して子供達の読書活動を支援、更にボランティアにより毎週朝読書の時間、それぞれの学級にて読み聞かせも実施し、子供達の読書への取り組みを応援しています。

(萩原 幸子)

## 富士見支部 「水害と地域の絆」

富士見市水谷東の街は以前は田んぼで、蛙の小便でも大水になると言われ、昭和 40 年頃から建築ラッシュが始まった。その後この地域は暴風雨で何度か水害の被害があり、そのためか他地区より防災意識・協力しあう団結意識が高い。新しい街にして夏祭り、盆踊りは盛大に行われ、各催し物も賑っている。"災いを転じて福と為す"の諺ではないが、水害が人々の結束と絆を強める契機となり、住民の共同体意識を醸成させ、潤いのある人間関係を作り、更に精神的な絆を深めてきた。水谷東は素晴らしい街だ。

(水宮 恒)

## ふじみ野支部 「住みやすさここが一番」

日本創生会議・人口減少問題検討分科会が、2040 年には若年女性の流出により全国で 896 の市区町村が人口減少による消滅可能性があるとして発表しました。県内でも 21 市町村がその対象になっています。しかし、ふじみ野市では、保育所の待機児童の解消宣言が功を奏したのか、若い世代を中心に人口の増加が続き、合併後 10 年で 8 千人増となり 11 万人の壁を越えました。この増加は、「住みやすさランキング県内 1 位」の総合評価と無縁ではないと思われます。

(大谷 英二)

## 坂戸支部 「ひと・まち・いきいき」

関東最大の「よさこい祭り」(坂戸よさこい)が私のまちの自慢です。昨年は、節目となる第 15 回開催を迎え、来場者数は 19 万 8 千人、参加チームは 66 チーム・約 2 千 7 百人の人たちが一堂に会しました。このお祭りの私の最大の楽しみは、地域の住民や学生・市外からの来訪者など、多くの人たちが街に集い一体となり大いに賑うことです。この一体感を少しでも多くの人たちに味わってもらえるよう、これからも「坂戸よさこい」を大いに盛り上げ、街を賑やかにしていきたいと思えます。

(川合 清丸)

## 女性保護司研修会

平成 27 年 8 月 24 日、埼玉県保護司会連合会第三ブロック連絡協議会による第一回女性保護司研修会が開催されました。

この研修会は自主研修で、第三ブロック(東松山、小川、川越、飯能、所沢、朝霞の各地区で構成)の女性保護司が独自に開催したものです。第三ブロック代表女性保護司 6 名が中心となり、この研修会を実現させました。当日の出席者は 46 名(各支部 2 名づつ)でした。

研修の進め方は、各地区を均等に分散したグループ形式で、6 名の代表女性保護司がグループ毎の進行役を務め、手際よく始められました。研修のテーマを決めるために、女性保護司が抱える問題点を前もってアンケートで募りました。

その結果は、①男性の性犯罪、銃刀法違反の担当について、②男性担当者の夜の来訪、往訪について、③対象者が少年(少女)の場合の妊娠、出産等の相談について等々の内容になりました。提出された問題点を、研修テーマとしてグループ討議をし、最後にその結果をグループ毎に発表しました。テーマのみに留まらず、女性保護司の目線での問いかけ、対象者の低年齢化に対し、家族も含めた判断の難しさ等多彩に亘り発言が続き、尽きない話題は時を忘れて盛り上がりました。

総括として埼玉保護観察所民間活動支援専門官より、「ケースに依っては担当を断る勇気も必要であり、近年の社会背景も踏まえて複数保護司での対応も必要」とのご指導を受け、今までにない研修となりました。

(出席女性保護司)

### 平成28年度 事業計画

- 5月 第1期統一研修会・総会
- 7月 第66回社会を明るくする運動
- 9月 第2期統一研修会
- 10月 施設参観研修
- 11月 第63回埼玉県更生保護大会  
第3期統一研修会
- 1月 第4期統一研修会・新年会

### 川越地区保護司会活動報告

- 専門部会
- ・総務部会 二回開催
- ・研修部会 四回開催
- ・犯罪予防活動部会 四回開催
- ・更生援助活動部会 三回開催
- ・広報部会 六回開催

### 昨年度の各支部・自主研修テーマ

(施設参観研修を除く)

- 富士見・ふじみ野支部合同
- 「少年法の改正について」

### 平成27年度 表彰者

- 藍綬褒章 田嶋 秀治
- 藍綬褒章 森 玉江 (更生保護女性会)
- 法務大臣表彰 加藤 節子
- 坂本 光枝
- 高島 耕作
- 根岸 正春

### 平成27年度 保護司の異動

- 退任 杉村 信子 (川越)
- 眞壁日史郎 (富士見)
- 藤野 幸治 (ふじみ野) 以上11月30日付
- 委嘱 勝浦 敏幸 (ふじみ野)
- 關野兼太郎 (富士見)
- 吉野 一 (ふじみ野) 以上12月1日付

### 編集後記

◆「くらくら」第5号をお届けします。

◆編集委員も執筆者も装いを新たに、分かりやすい広報誌を目指して、意見交換を重ねてきました。

◆今回は、「少年法」と「保護司」の役割について取り上げました。また、支部だよりでは、各支部の自慢・特色について報告していただきました。休憩室では、閻魔大王が子育てに一役買っていたという、神仏の役割を論じていただきました。

◆さて、新聞やテレビのニュースでは、少年犯罪の増加・凶悪化を訴える記事が毎日のように報道されています。少年が起こした殺人事件は、平成27年度は8件、26年度は13件でした。記憶に新しい事件としては、①平成28年2月28日に福岡で予備校に通う少年

### 下記の問題については、それぞれの相談窓口へ

◆「STOP!いじめ」に関する相談は一人で悩まず相談しましょう  
よい子の電話教育相談  
子供専用 (18歳以下) 0120-86-3192 へ  
保護者専用 048-556-0874 へ

◆「非行防止」に関する相談は  
非行防止相談室=鑑別所で心理職の職員が担当。子育てに悩む親や教師、少年自身の相談を一般向けに受け付けています。相談や来所の予約は、  
さいたま少年鑑別所 048-862-2051 へ  
全国共通相談ダイヤル 0570-085-085 へ

◆「違法薬物？」に関する相談は  
ホワイトテレホンコーナー 048-822-4970 へ  
ヤングテレホンコーナー 048-861-1152 へ

◆「警察」への相談は、110番ではなく「#9110」へ  
相談専用電話は 048-822-9110 へ

### 広報委員

- 守屋 裕子 (川越)
- 村田 照子 (川越)
- 原島 正克 (坂戸)
- 川合 清丸 (坂戸)
- 岸田 喜好 (鶴ヶ島)
- 萩原 幸子 (鶴ヶ島)
- 関 健二 (富士見)
- 酒本 三郎 (富士見)
- 本橋 義明 (富士見)
- 星野ツネ子 (富士見)
- 大谷 英二 (ふじみ野)
- 野村 茂 (ふじみ野)

(大谷 英二)

(19歳)が、同じ予備校の少女(19歳)を殺害した事件。②高校3年(17歳)としては引き上げる暴行を繰り返し、動けない状態になったのに救護せずに放置して水死させた事件。また、③少年3人(17-18歳)が、多摩川河川敷で中学1年(13歳)を殺害した刺殺事件など、枚挙にいとまがありません。

◆私たちの目には、少年犯罪が増えているように感じます。しかし、警察庁の統計では、少年の凶悪犯罪は戦後最低なのです。にも拘らず多く感じるのは、報道が増えたからなのでしょうか？

◆凶悪犯罪が減ったと聞かされても、多くの国民は治安に不安を抱いているのではないのでしょうか？